

2022年 4月 6日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾原 慶 則 殿

JMITU愛知地方本部
執行委員長 北 村 淳
(押印略)

JMITU愛知支部
執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健 次



「パートタイム・有期雇用労働法」に関する団体交渉要求書（3）

「業務Gr. 伊東雅弘」氏名による本年3月1日付「『不当労働行為に関する団体交渉開催要求書（4）』」「『パートタイム・有期雇用労働法』に関する団体交渉要求書（2）』につきまして」と題する書面を頂きました。下記のとおり申し上げます。

記

- 1 上記書面は相も変わらず、代表取締役尾原慶則氏名ではなく、「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏名で当労組に届いております。当労組は、貴社代表者による、会社としての誠実なご回答を繰り返し求めておりますが、一向に是正して頂けません。今後は、貴社代表者による誠実なご回答を下さるよう再度強く要求致します。
- 2 上記書面では、「『義務的団交事項』であると判断される理由についての合理的・理論的説明をしてください。」と述べておられますが、当労組と致しましては、一般論としては、判例で言う労働組合の「構成員たる労働者の労働条件その他の待遇や団体的労使関係の運営に関する事項であって、使用者に処分可能なもの」との説及び、旧労働省通達による「経営・生産に関する事項についても労働条件その他の待遇に影響ある場合には、その面から『義務的団体交渉事項』とする」との説があることは認識しています。しかしそもそも、当労組としては「義

務的団交事項」なる用語は、労組法にもなく、「労使自治」を尊重するなら総て任意的団交事項で充分と考えるものであります。

敢えて「業務Gr. 伊東雅弘」氏が「判断される理由についての合理的・理論的説明を」求められましたので上記当労組の見解を申し上げます。

更に当労組は、本年2月16日付「『パートタイム・有期雇用労働法』に関する団体交渉要求書(2)」の「2」項等で説明しており、且つ、「団体交渉の必要があるとは考えられ」ないと言われるのであればその理由をお示し下さるよう求めましたが、残念ながらお答え頂けませんでした。上記貴社の対応も又、不当労働行為を正当化せんが為の屁理屈と理解する外ありません。

貴社代表者なのか伊東雅弘氏の意味なのかは存じませんが、1年以上に亘って団交拒否を続ける異常な対応は即時やめられ、誠実な団交応諾を強く要求致します。

- 3 当労組と致しましては、上記1、2に対してのご回答を、本年4月12日(火) 17時30分までに、代表取締役尾原慶則氏名による責任ある書面で当労組分会宛為されるよう求めると共に、本件に於ける速やかな団体交渉を、以下日程にて開催されるよう再度強く求めます。

尚、繰り返しになりますが上記団体交渉開催要求は、貴社が貴社2020年1月9日付「回答書」で述べられた「義務的団体交渉」事項である為、重ねて団体交渉開催を強く要求致します。

(1) 開催希望日

第一希望日：2022年4月19日(火)

第二希望日：2022年4月20日(水)

第三希望日：2022年4月21日(木)

開催場所：オハラ樹脂工業 本社3階食堂

開始時間：18時30分より

参加人数：出席希望する当労組組合員

(2) 議題

本書面要求事項

(3) その他

当労組上記書面について不明点等があればその項目について、①具体的内容、②合理的理由、③根拠、④趣旨、を全て明らかにされた上でご質問下さるよう求めます。尚、貴社が上記を示せない場合或いは、回答期日までに無回答の場合には、上記開催条件にて団体交渉を開催されるよう強く求めます。

以 上